

【参考】子どもの権利条約の考え方（日本ユニセフ協会抜粋、要約）

1 子どもは権利の主体

「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり「権利の主体」とあるという考え方を持つ条約。おとなと同様、様々な権利を認めると同時に、成長の過程で保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。

2 子ども権利条約の4つの原則

子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な「原則」。

No.	原則	内容
1	差別の禁止 (差別のないこと)	子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されない。
2	子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)	「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考える。
3	生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)	命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。
4	子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)	自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

3 子どもの「意味のある参加」

子どもの参加は、権利であるとともに、条約に定められた他の権利が実現するための大切な手段でもある。参加する「場」、意見を言える環境、意見を聴くおとなの存在があり、そして、実際の意思決定に何らかの影響を与えることにより、「意味のある参加」となることが大切である。